

豊川水系ダム管理連絡調整協議会
構成機関 様

国土交通省中部地方整備局
豊橋河川事務所長

豊川水系ダム管理連絡調整協議会の設立について（報告）

標記について、令和2年4月14日付け国部整豊占第6号にて実施した豊川水系ダム管理連絡調整協議会設立趣旨及び規約（案）に対する採決の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 採決結果

○設立趣旨（案）について、全機関が賛成。

※内訳は別紙のとおり

○規約（案）について、全機関が賛成。

※内訳は別紙のとおり

2. 豊川水系ダム管理連絡調整協議会の設立について

記1のとおり、設立趣旨及び規約案について全機関の賛成が得られたことから、令和2年4月20日をもって、豊川水系ダム管理連絡調整協議会が設立されました。

3. その他

明日（4月21日）、報道機関に対して、豊川水系ダム管理連絡調整協議会が設立された旨の資料提供（別紙要旨の会長コメントを含む。）を予定しています。

以上

【事務局】 中部地方整備局 豊橋河川事務所

占有調整課長 高武 晋（メールアドレス：takatake-s85aa@mlit.go.jp）

電話：0532-48-8112（占有調整課直通）

FAX：0532-48-8100

建設専門官 日比野 和弘（メールアドレス：hibino-k85ab@mlit.go.jp）

電話：0532-48-8107（調査課直通）

FAX：0532-48-8100

別紙

豊川水系ダム管理連絡調整協議会 設立趣旨及び規約に関する採決結果

機関名	部署	設立趣旨	規約	備考
愛知県建設局	河川課	賛成	賛成	
独立行政法人水資源機構	豊川用水総合事業部	賛成	賛成	
農林水産省東海農政局	農村振興部	賛成	賛成	
愛知県農林基盤局	農地部	賛成	賛成	
愛知県企業庁	水道部	賛成	賛成	
愛知県建設局	水資源課	賛成	賛成	
静岡県経済産業部農地局	農地計画課	賛成	賛成	
静岡県企業局	水道企画課	賛成	賛成	
静岡県くらし・環境部環境局	水利用課	賛成	賛成	
豊川総合用水土地改良区	—	賛成	賛成	
牟呂用水土地改良区	—	賛成	賛成	
松原用水土地改良区	—	賛成	賛成	
湖西用水土地改良区	—	賛成	賛成	
気象庁名古屋地方气象台	—	賛成	賛成	
国土交通省中部地方整備局	豊橋河川事務所			事務局
	設楽ダム建設事務所	賛成	賛成	
集計	賛成	15	15	設立は承認されました。
	反対	0	0	

別紙

会長コメント（要旨）

- ① 豊川水系では、令和2年4月20日、関係機関の賛同を得て、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、水系にある既存ダムの関係機関と河川管理者が連携して、既存ダムの洪水調節機能を強化するため、「豊川水系ダム管理連絡調整協議会」を設置しました。
- ② 今後、協議会の構成機関の情報共有・調整を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日）に基づく治水協定の締結に向けた協議を急ぎたいと思います。

令和2年4月20日

豊川水系ダム管理連絡調整協議会

会長（中部地方整備局豊橋河川事務所長） 小林 賢次

豊川水系ダム管理連絡調整協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「豊川水系ダム管理連絡調整協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近年の水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関等の緊密な連携の下、総合的な検討を行い、既存ダムの洪水調節機能強化について目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及びダム関係者のうち、別表－1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局豊橋河川事務所長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、協議会委員の同意を得て、必要に応じて委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議で定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日）に基づく治水協定締結に係る事項。
 - 2) 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。
 - 3) 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。
 - 4) その他協議会で必要と認めた事項。
- 2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

- 2 幹事会は、別表－2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局豊橋河川事務所副所長をもってこれに充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

- 5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 6 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会幹事の同意を得て、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所が務める。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

第10条 委員又は幹事は、所属する機関の判断により随時変更することができるものとする。

- 2 委員又は幹事の変更を行った機関は、速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

第11条 本規約は、令和2年4月20日から施行する。

別表－ 1

豊川水系ダム管理連絡調整協議会

組織名	委員	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	事務所長	河川
国土交通省中部地方整備局設楽ダム建設事務所	事務所長	治水
愛知県建設局	河川課長	河川
独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部	部長	ダム管理者
農林水産省東海農政局農村振興部	設計課長	
愛知県農林基盤局農地部	農地計画課長	
愛知県企業庁水道部	水道計画課長	
愛知県建設局	水資源課長	
静岡県経済産業部農地局	農地計画課長	
静岡県企業局	水道企画課長	
静岡県くらし・環境部環境局	水利用課長	
豊川総合用水土地改良区	参事	
牟呂用水土地改良区	事務局長	
松原用水土地改良区	理事長	
湖西用水土地改良区	事務局長	

規約第3条第5項の規定による委員以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官	

別表－２

豊川水系ダム管理連絡調整協議会 幹事会

組織名	幹事	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	副所長	河川
国土交通省中部地方整備局設楽ダム建設事務所	副所長	治水
愛知県建設局	河川課 課長補佐	河川
独立行政法人水資源機構中部支社 独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部	水管理・防災課長 管理課長	ダム管理者
農林水産省東海農政局農村振興部	設計課 水利計画官	
愛知県農林基盤局農地部	課長補佐(班長)	
愛知県企業庁水道部	水道計画課 課長補佐	
愛知県建設局	水資源課 課長補佐	
静岡県経済産業部農地局	農地計画課 技監	
静岡県企業局	水道企画課 工業用水班 長	
静岡県くらし・環境部環境局	水利用課 主幹	
豊川総合用水土地改良区	管理課長	
牟呂用水土地改良区	事務局長	
松原用水土地改良区	事務局長	
湖西用水土地改良区	事務局長	

規約第５条第６項の規定による幹事以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官	